○財務省告示第七十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成十九年二月二十八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年三月九日

財務大臣　尾身　幸次

一　名称及び記号　利付国庫債券（二十年）（第九十二回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項、平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成十八年法律第十一号）第二条第一項及び財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第百一号）第十一条第一項並びに国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項及び第五条ノ二

三　振替法の適用等　社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額

を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行

各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行

各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行

各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行

額面金額で七千二百六十四億円うち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で千四百億八

千七百六十万円、平成十八年度
における財政運営のための公債
の発行の特例等に関する法律第
二条第一項の規定に基づき発行
した利付国債については、額面
金額で三百億千八百七十五万
円、財政融資資金特別会計法第
十一条第一項の規定に基づき発
行した利付国債については、額
面金額で千億六千二百五十五万
円、国債整理基金特別会計法第
五条第一項の規定に基づき発行
した利付国債については、額面
金額で千八百五十七億四千百七
十万円、同法第五条ノ二の規定
に基づき発行した利付国債につ
いては、額面金額で二千七百四
億八千九百四十万円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行

国債整理基金特別会計法第五条
ノ二の規定に基づき発行した利
付国債について、額面金額で七
百二十九億円

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行

国債整理基金特別会計法第五条
ノ二の規定に基づき発行した利
付国債について、額面金額で五
百九十二億円

七　払込金額

イ　価格競争

七千二百五十九億四千三百七十

入札発行　五万円

ロ　国債市場　七百二十八億五千六百二十六万

特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　円

ハ　国債市場　五百九十一億六千四百四十八万

特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　円

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成十九年二月二十八日

十一　発行価格

イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円八十五銭以上のそれぞれの応募価格

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者　額面金額百円につき九十九円九十四銭

・第Ⅱ非価格競争入札発行

十二　利率　年二・一パーセント

十三　経過利子の払込み

㈠　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二十号に規定する期日に払い込むものとする。

$$額面金額の総額 \times \frac{2.1}{100} \times \frac{70}{365}$$

㈡　発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記㈠の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記㈠の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

十四　初期利子

平成十九年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、

次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

額面金額×$\frac{2.1}{100}$×$\frac{1}{2}$

十五　第二期以後の利子　毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十六　償還期限　平成三十八年十二月二十日

十七　償還金額　額面金額百円につき百円

十八　元利金支払場所　日本銀行

十九　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

二十　払込期日　平成十九年二月二十八日